◇**財務省組織令の一部を改正する政令**（政令第一八五号）（財務省）

1　外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税に関する調査、徴収の共助及び文書の送達の共助を行うため、国税庁の課税部及び徴収部の所掌事務につき所要の整備を行うこととした。（第九〇条及び第九一条関係）

2　この政令は、平成二五年七月一日から施行することとした。

◇**一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令**（政令第一八六号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、平成二五年六月二三日から施行することとした。

◇**災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一八七号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法施行令の一部改正

1　通信設備の優先利用等

㈠　警報の伝達等のほか、避難のための立退きを指示する場合等において、電気通信設備を優先的に利用等し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるときは、あらかじめ事業者と協議して定めた手続により、これを行わなければならないこととした。（第二二条関係）

㈡　災害対策基本法（以下「法」という。）第五七条の政令で定める事業活動は、情報通信業に属する事業のうちインターネットの利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報の提供をインターネットを利用して行うものに係る事業活動とすることとした。（第二二条の二関係）

2　指定行政機関の長等による応急措置の代行（第三三条の三関係）

㈠　市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長等は、市町村長に代わって工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならないこととした。

㈡　市町村長の事務の代行をした指定行政機関の長等は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならないこととした。そのほか、指定行政機関の長等は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した応急措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならないこととした。

3　埋葬及び火葬の特例（第三六条の二関係）

㈠　厚生労働大臣は、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）第五条及び第一四条に規定する手続の特例を定めるときは、その対象となる地域を指定することとした。

㈡　厚生労働大臣は、その定める期間内に指定した地域において死亡した者の死体に係る墓地埋葬法第五条第一項の規定による埋葬又は火葬の許可について、同条第二項に規定する市町村長のほか、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長がこれを行うことができることとした。

㈢　厚生労働大臣は、指定した地域において公衆衛生上の危害の発生を防止するため特に緊急の必要があると認めるときは、死体の埋葬又は火葬を行おうとする者について、厚生労働大臣が定める墓地又は火葬場において当該埋葬又は火葬を行うときに限り、墓地埋葬法第五条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を要しないものとすることができることとし、この場合における墓地埋葬法第一四条に規定する手続について、特例を定めることとした。

4　内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行の手続（第三六条の四関係）

㈠　市町村の事務の代行をした内閣総理大臣は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは当該市町村長に、当該市町村を包括する都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるとき（当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときを除く。）は当該都道府県の知事に、速やかに、当該代行に係る事務を引き継がなければならないこととした。そのほか、内閣総理大臣は、市町村長の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該市町村長及び当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならないものとすることとした。

㈡　都道府県知事の事務の代行をした内閣総理大臣は、当該都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該都道府県知事に引き継がなければならないこととした。そのほか、内閣総理大臣は、都道府県知事の事務の代行を終了したときは、速やかに、その旨及び代行した措置を当該都道府県知事に通知しなければならないこととした。

5　財政金融措置（第四三条関係）

㈠　法第一〇二条第一項の政令で定める地方公共団体を決定する際に用いる標準税収入額を、災害の発生した日の属する会計年度のものとすることとした。

㈡　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合における法第一〇二条第一項の政令で定める地方公共団体は、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する地方公共団体とすることとした。

二　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一八八号）（農林水産省）

1　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成二五年法律第五九号）の一部の施行に伴い、東日本大震災に係る食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法施行令の特例の適用期間を平成二七年三月三一日まで延長することとした。（第一〇条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。